第3回臨時会　　議案第59号

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年11月26日

安芸高田市長　藤本　悦志

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(以下「職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を	(趣旨) 第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの_____に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を

定めるものとする。	定めるものとする。
第２条及び第３条　（略）	第２条及び第３条　（略）
（支給方法） 第４条　日額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給日は、翌月の 10 日とする。	（支給方法） 第４条　日額又は時間単位により報酬の額を定められている職員の報酬の支給日は、翌月の 10 日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
２　月額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給日は、毎月 20 日とする。	２　月額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給の始期及び終期は議会の議員の報酬の例によるものとし、その支給日は毎月 20 日とする。前項ただし書の規定は、支給日について準用する。
３　年額により報酬の額を定められている職員の報酬は、年額を月割りして得た額を３月ごとに支給するものとし、その支給日は次のとおりとする。	３　年額により報酬の額を定められている職員の報酬の支給の始期及び終期は年額を 12 で除して得た額をもって月額による報酬の額を定められているものとした場合における議会の議員の報酬の例によるものとする。
(1)から(4)まで　（略）	４　前項に規定する職員の報酬は、３月ごとに年額を４で除して得た額を支給するものとし、それぞれの３月ごとに分けた期間に対応する支給日は次のとおりとする。第１項ただし書の規定は、支給日について準用する。 (1)から(4)まで　（略）
４　前３項に規定する支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。	
５　月額又は年額により報酬の額を定められている職員が月の中途において就任又は退任した場合における報酬は、その月の現日数をもって日割計算により算定するものとする。ただし、死亡により退任したときは、当月分までの報酬を支給する。	
６　（略）	５　（略）
第５条　（略）	第５条　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年12月１日から施行する。

（令和８年11月30日までに就任した職員の退任に関する経過措置）

2　この条例の施行の際現に在任する職員は、その任期満了の日までの間に限り、条例第４条第５項中「就任又は退任」とあるのは「退任」と、「その月の現日数をもって日割計算により算定するもの」とあるのは「退任した日の属する月の当月分までの報酬」と読み替えるものとする。